

# すだちくんとたべものクイズ再構築業務仕様書

## 1 業務名

すだちくんとたべものクイズ再構築業務

## 2 目的

子どもから大人までが食の安全・安心を楽しみながら学べる I C T教材として活用してきた「すだちくんとたべものクイズ」システムについて、多様化するユーザーデバイスへ対応させるとともに、最新の知見とスマートフォン等の閲覧環境に適したデザインや技術を用いてシステムを刷新することで、学習への没入感を高め、幅広い世代が「食の安全・安心」を繰り返し学べる魅力的な学習コンテンツへと再構築する。

## 3 業務内容

次の要件に適合したクイズサイトを構築すること。

### (1) 基本要件

ア PC 端末、タブレット端末、スマートフォン端末から利用可能とすること。

イ 現行の「すだちくんとたべものクイズ」システムを参考に、学習者が見やすいレイアウト、文字の大きさ及びフォントとすること。

(現クイズの URL)

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/file/upload/27/index.html>

ウ クイズ内容に応じた効果的なイラストやキャラクター、アニメーションを作成し、ページ内に配置すること。なお、すだちくんのイラストデータ及びクイズ内で使用する BGM については、県が提供するものを使用すること。効果音については、受託者が準備するものとする。

エ クイズ開始前に、学習テーマへの興味を引くための導入物語（会話方式または簡易アニメーション）を設けること。なお、物語のシナリオは受託者と協議の上県が作成し、受託者はその演出・実装を行うものとする。

オ クイズの問題テキスト、解答、解説等の内容について、県担当者が簡便な操作により更新及び編集が容易に行える仕様とすること。

### (2) 機能要件

県が作成したクイズの問題データ、解答、解説等をシステムに組み込む作業を行うこと。

ア クイズは 200 問以上組み込める仕様とすること。

イ クイズの難易度やジャンルに応じたカテゴリ分け機能を設けること。  
なお、クイズ難易度やカテゴリの設定および変更（追加・削除を含む）は県の判断で柔軟に対応できる構造とすること。

ウ 学習者が正誤判定、解説表示、得点表示を確認できる機能を持たせること。

エ 多言語への翻訳機能を設けること。この翻訳機能は、ダウンロードやプラグインの必要がなく、簡単な操作で利用できるようにすること。なお、最低限の対応言語は、英語、中国語（繁体）、中国語（簡体）、ベトナム語、インドネシア語とする。既存ブラウザの翻訳機能を含めた自動翻訳エンジンを用いる場合は、事前に県と協議し合意を得ること。

オ クイズ実施後に、学習者の意見を収集するためのアンケート機能を設けること。アンケートの設問内容及び集計結果を CSV 等で出力できる機能を持たせること。

#### 4 システム構築条件

##### (1) 動作確認環境

PC、タブレット、スマートフォン等の端末から閲覧しても最適なレイアウトで表示されるよう、レスポンシブ Web デザインを採用すること。なお、動作確認を行うブラウザは、Microsoft Edge、Google Chrome、Safari（いずれも最新版）及び各端末の標準ブラウザを想定している。

##### (2) 設置環境

ア 徳島県 CMS 上に構築すること。

イ 徳島県 CMS の仕様や制約（利用可能なプログラム言語、データベースの有無等）を事前に把握した上で、実装可能な方式を提案・構築すること。

ウ アンケート機能の構築に当たっては、CMS 上への構築のほか、あらかじめ県と協議の上、Google Form 等の外部サービスの利用も可能とする。

##### (3) ウェブアクセシビリティ

「JIS X 8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ）」の等級AAに準拠するよう努めること。

##### (4) セキュリティ

制作するコンテンツ及びプログラム（クイズ等のスクリプト）においてクロスサイトスクリプティング（XSS）等の脆弱性が生じないように、適切な対策を講じること。

#### 5 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

## 6 スケジュール

本業務の標準的なスケジュールは次のとおりとする。なお、詳細については、契約締結後に受託者が作成する「実施工程表」に基づき、県と協議の上決定するものとする。

### (1) システム構築

契約締結日から令和9年1月中旬まで

### (2) 運用テスト期間

令和9年1月下旬（別途協議の上、調整）

### (3) 修正・最終調整

運用テスト終了後から納品日まで

※運用テストの結果、県が操作性やレイアウト等に関して改善の必要があると判断した場合は、受託者は速やかに修正および最終調整を行うこと。

## 7 成果品の納品

次の成果物について、令和9年2月26日までに納品すること。

### (1) クイズサイト構築データ一式

徳島県 CMS へ実装し、動作可能な状態にすること。

### (2) 本業務で制作したデジタルデータ一式（プログラム、イラスト、アニメーション等のデータ一式）

DVD または SSD 等の記録媒体により1部提出すること。

### (3) サイトの操作マニュアル及びシステム設計図データ一式

データを保存した記録媒体及び冊子を2部提出すること。

## 8 開発体制

(1) 開発時に用いる機器類及びソフトウェア等は、受託者側で用意すること。

(2) 本業務の遂行にあたり、管理責任者及び担当者を配置し、県との連絡調整を密に行うとともに、誠意を持って迅速に対応すること。

## 9 保証

(1) 構築業務中あるいは委託業務の終了後に、受託者が行った作業に瑕疵が発見された場合は、受託者はその補修の義務を負うものとする。

(2) 納品後も県からのシステムに関する技術的な問合せに対し、誠意を持って対応すること。

## 10 その他

(1) 本業務により作成された成果物（プログラム、イラスト、キャラクター、アニメーション、設計図等）のうち、受託者が新たに作成した部分に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び納品媒体の所有権は、納品と同時に県に帰属するものとする。また、受託者は県に対し、著作人格権を行使しないものとする。

- (2) 成果物の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む。）その他全ての権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 受託者は、特許権、著作権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているプログラム、デザイン、音楽、映像等を使用するときは、その使用に関する一切の責任及び費用の負担を負わなければならない。成果物が第三者の権利を侵害したことにより当該第三者から使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は県に生じた損害を賠償し、当該紛争における一切を処理しなければならない。
- (4) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年徳島県条例第 55 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密や情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (6) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。
- (7) 業務の実施に当たっては、関係法令、条例及び規則を遵守するとともに、県と十分協議しながら事業を進めること。また、県の求めに応じ、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (8) 当該業務内容の変更に伴う仕様の変更、委託料の変更及びこの仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合については、速やかに県と協議の上、決定するものとする。